

《詐欺・悪徳商法にご注意》

【望まない商品販売の被害】

- ・ 電話や訪問などで高額な商品や必要のない商品売りつける被害。
- ・ 必要がない時は、はっきり断りましょう。



【いわゆるオレオレ詐欺の被害】

- ・ 子どもや孫を語り、お金をだまし取る。警察や弁護士などを語り不安をあおり冷静な判断ができなくなり被害にあう。
- ・ 家族や警察などに一度相談するなど、冷静に対応しましょう。

【望まない契約をしてしまう被害】

- ・ 家が古くなり危険だと急に訪問し、最初は無料で診断をすると持ち掛け、危険なのでリフォームが必要だと高額な工事契約を持ちかける。
- ・ 必要のない場合はすぐに断りましょう。



【還付金詐欺に注意しましょう。】

- ・市区町村職員や年金事務所、税務署員を語り「医療費」、「税金」、「年金」の還付金がありますなどと誘導し、電話でATMを操作させてお金を送金させます。
- ・公的機関が「還付金」をATMで返還することは、絶対にありません。相手にしないで電話をきりましょう。



【安価に勝手に買い取りする押し買い被害】

- ・家にある高価な商品を安価に無理やり買い取る押し買いの被害が発生しています。
- ・相手にしないではっきり断りましょう。

悪質商法や振り込め詐欺の被害者の多くは、誰にも相談せず、一人で判断してしまっています。「ちょっとおかしいとは思ったんだけど、相談する相手もないし…」などという理由から相談できず、被害にあってしまうのです。

あなたのお住まいの地域にも、消費生活に関するさまざまなことを相談できる、消費生活相談窓口があります。「こんなことで相談していいのかしら」「相談するのが恥ずかしい」などと思わず、どんどん相談してください。それが被害を防ぐ最大のポイントです。



高齢者のご家族、地域の人へ

高齢者の悪質商法被害・振り込め詐欺被害を防ぐためには、高齢者の家族や、地域の人（ひんぼん）の見守りが大切です。何か悩んでいるみたい、見知らぬ訪問者が頻繁（ひんぱん）に来ている、あわてて銀行に行った、などの様子が見られたときは、「どうしたの?」「何か困っていますか?」と積極的に声をかけてください。その一言で、被害を未然に防ぐことができます。



山形県消費生活センター
TEL 023-624-0999

大江町総務課
TEL 0237-62-2187